別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

（注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。）

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
室戸市	羽根地区（黒見集落）	令和4年3月25日	年　月　日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が1.5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
集落の主たる農地に流れている水路が老朽しており、多面的機能支払交付金を活用して補修を行っているが、追い着いてない状況であり、このままでは機能が失われる恐れがある。また、集落の大部分が不整形であることから機械の大型化に導入や農地の集約化に制約がかかっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進する他、規模拡大を希望する者1名を中心経営体へ育成していくことで対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 　貸付け等の意向が確認された農地は、33筆、16,985㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 　中心経営体が将来の経営農地の集約化を目指すとともに、農地所有者については原則、出し手・受け手に関わらず、農地を機構に貸付けていくこととし、貸付けを希望しない者に対しては今後も出し手になるよう説得していく。
基盤整備への取組方針 　農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、黒見地域において、農地の区画化等の基盤整備に取り組む。（室戸市及び安芸農業振興センターに説明会の開催を呼び掛け。）
新規・特産化作物の導入方針 　　土壌成分の分析を実施し、地域に適した作物を検討していき、露地及び果樹の導入を図っていく。
農地維持活動に関する取組方針 　将来に渡り農地が維持できるよう、黒見集落では維持活動に対する支援事業である多面的機能支払交付金について、継続した取り組みができるよう検討していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 　　地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。